



衆議院議員

堀内のり子通信 9月号

ふわあい

第9月号 発行日 平成30年9月1日
発行者 衆議院議員 堀内のり子事務所



8/3 山梨県道路整備促進大会(甲府)



8/5 鼓川温泉納涼夏祭り(山梨)



8/7 ゆいの広場ひらり竣工式(山中湖)



8/7 沢上沢災害関連緊急砂防事業を地元の市議及び関係機関と視察(大月)



8/20 二十日祭(笛吹)



8/24 第2回ぶどうサミット(甲州)



国会閉会后、各地で国政報告会を開催



8/26 都留市総合防災訓練(都留)



8/28 『りぶる』取材(甲州市)

『堀内のり子を囲む会』開催のお知らせ

日時：9月29日(土) 14:00～
場所：ホテル石庭(石和町窪中島587)
会費：10,000円



この催しは政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。

182日間の通常国会を終えてⅡ

働き方改革は「生き方改革」さらに進めてまいります！



平成30年4月7日
衆議院本会議で登壇する
堀内のり子

安倍総理が「働き方改革国会」と名付けた今国会では、65本の法案が審議され、「働き方改革関連法案」をはじめ、「改正公職選挙法」、「特別複合観光施設区域整備法（IR実施法）」など60本の法案が可決成立しました。（成立率92.3%）

私、堀内のり子は「働き方改革関連法案」について、厚生労働大臣政務官時代から関わっており、「働き方における個性、多様性を尊重する社会をつくることが何よりも必要である」という熱い思いを持っていました。

4月7日には衆院本会議で初めて登壇し、自民党を代表して、「人口減少の局面に入っている一方で、働く側は育児や介護などさまざまな事情を抱えている」という現実を踏まえ、働き方改革関連法の必要性を以下のような趣旨で訴えました。

- それぞれの事情に応じた形で働き、最大限に能力を発揮できる社会をつくることが必要
- 時間外労働について法律による上限を設けることは、過労死ゼロに向けた大きな前進
- 高度プロフェッショナル制度は、本人の能力発揮やイノベーションを生み出す観点からも必要な制度

👉 『働き方改革関連法案のポイント』

- ・時間外労働の上限を「月45時間、年360時間」とし、罰則規定を設けることや高度専門業務で高収入の労働者に限定した「特定高度専門業務・成果型労働制（高プロ制度）」を創設。
- ・衆参両院の厚生労働委員会では、政府に制度の周知徹底や労働者の健康確保のための指導監督を適切に行うことなどを求める付帯決議を採択。

この他にも様々な法案成立に関わり、事業予算の獲得などに取り組みました。

堀内のり子

堀内のり子事務所

- 吉田事務所 〒403-0004 富士吉田市中曽根1-5-25 ☎ 0555-23-7688 fax 0555-23-7879
- 峡東事務所 〒406-0031 笛吹市石和町市部1026 ☎ 055-261-3688 fax 055-261-3636
- 国会事務所 〒100-8982 千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館407号室 ☎ 03-3581-5111 (内線70407) fax 03-3508-3367



堀内のり子の活動報告は

堀内のり子

検索

